

八尾市公金の管理及び運用方針

（目的）

第1条 この方針は本市公金の最も確実かつ有利な方法で管理及び運用を行うために、必要な事項を定める。

（公金の種類）

第2条 この方針でいう公金は以下のものとする。

- (1) 歳計現金
- (2) 基金（貸付金を除く）に属する現金
- (3) 歳入歳出外現金

（公金の管理）

第3条 公金は指定金融機関の会計管理者口座で、原則、普通預金口座で管理する。

2 基金に属する現金の管理は、基金ごとに別口座で管理する。

3 公金のうち支払い等に支障をきたさない余剰資金は、以下の方針により運用する。

（運用の基本事項）

第4条 公金の運用にあたっては、次の基本事項に基づき行う。

- (1) 元本が損なわれることを避けるため、確実な運用を行うとともに、金融機関の経営の健全性に十分留意し、安全性を確保する。
- (2) 予期せぬ資金の需要に備え、流動性を確保する。
- (3) 安全性及び流動性を確保した上で、運用収益の最大化を図り、効率性を追求する。

（歳計現金の運用）

第5条 歳計現金の運用は、財政部長から会計管理者に送付される資金計画の収支に基づき資金状況を把握した上で、支払準備金に支障のない範囲で運用

する。

- 2 運用方法は、原則として金融機関への預金債権で元本保証によるものとする。
- 3 運用にかかる金額は、会計管理者が決定する。
- 4 運用にかかる期間は、一会計年度内とする。
- 5 預金債権による運用については、別に定める八尾市預金債権運用基準によるものとする。

（基金の運用）

第6条 基金に属する現金の運用は、基金担当課の基金使用予定に基づき運用を行う。ただし、基金条例により歳計現金に繰り替えて運用できる基金は、歳計現金の資金計画に基づく状況を踏まえて運用する。

- 2 運用方法は、金融機関への元本保証による預金債権の他、長期にわたって資金に相当な余裕が見込まれ、利回りの比較、期間、金額等により、債券での運用が安全かつ有利と判断される場合には、債券での運用ができるものとする。
- 3 預金債権による運用は、歳計現金の例による。
- 4 債券による運用は、別に定める八尾市債券運用基準によるものとする。

（歳入歳出外現金の運用）

第7条 歳入歳出外現金の運用は、歳入歳出外現金の支出に支障のない範囲で歳計現金の例により運用することができる。

（運用会議の設置）

第8条 公金を最も確実かつ有利な方法で運用するにあたって、関係部局との連携を密にして、公金の管理状況を調整し、円滑な公金運用を検討、審議するために八尾市公金管理・運用会議（以下、「運用会議」という。）を設置することができる。

- 2 運用会議の組織及び運営は、別に定める。

(その他)

第 9 条 この方針に定めるもののほか、公金の管理及び運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この方針は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。